医療最前線

高齢期の住まい選び
～退院後どこで暮らしていきますか～③

竹岡直子 社会福祉士

《生活支援が必要な方の施設サービス》

■養護老人ホーム

○施設の性格
環境的、経済的に困窮した高齢者のための施設

○概要
身の回りの事はできるが、環境的、経済的な理由により、自宅での生活が困難なときに利用する施設。

○対象者
原則65歳以上の自立した方で、環境的、経済的理由により自宅での生活が困難な方。入所には、地方自治体の審査が必要となる。

○費用負担
本人の収入所得に応じて算出されるが、それでも必要経費に満たない場合、扶養義務者も所得税額などに応じて負担が必要。

■軽費老人ホームA型・B型

○施設の性格
環境的、経済的に困窮した高齢者のための施設

○概要
家庭環境、住宅事情などの理由により、自宅では生活することが困難な高齢者が利用できる低料金の施設。
A型：個室を中心とした居住サービス（トイレ、風呂は共同）、食事の提供、生活上の相談
B型：食事が自炊である以外は、A型と同じ

○対象者
60歳以上の個人、または夫婦どちらか一方が60歳以上で、家庭や家族の事情で、自宅で生活できない自立した方が対象。所得制限がある。介護を必要とするなど、自分の身の回りの事ができない場合は入居が難しい。また、入居後に介護が必要になる、認知症を患うなどして共同生活が難しくなった場合、転居が必要になる場合がある。

○費用負担
サービスの提供に要する費用＋生活費＋居住に要する費用など。

■ケアハウス（軽費老人ホームC型）

○施設の性格
軽費老人ホームと同じであるが、所得制限がない

○概要
基本的に軽費老人ホームA型と同じ。割安な有料老人ホームという位置付けにあり、人気が高い。さらに、看護師や介護職員による相談・助言が受けられる。

○対象者
基本的に軽費老人ホームに同じだが、所得制限はない。また、介護型ケアハウスでは、要介護1以上の方の受け入れも可能である。

○費用負担
軽費老人ホームA型・B型と同様、サービスの提供に要する費用＋生活費＋居住に要する費用に加えて、入居一時金、家賃が必要な施設もある。

●●

ここまでさまざまな名称の入所施設をご紹介しました。他にも、自宅や住み慣れた地域で生活を続けたいという方に対し、訪問・通い・宿泊を組み合わせた介護保険サービスもあります。

■複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

○概要
利用者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスを受けることができる。これらのサービスを同じスタッフが対応するため、連続性のあるケアを利用できる。
ただし、今まで利用していた介護保険サービスは受けられない。

○対象者
要支援1・2、要介護1～5の方。

○費用
介護保険の自己負担分＋食費＋居住費＋日常生活費など。

●●

以上で施設の紹介は終了しますが、実際に施設を選ぶ際にどのような事を注意すべきかという点は、誰もが気になるところです。皆さんにできるアドバイスとしては、「悩むよりもまずは見学」ということです。
施設の相談員から直接話を聞いて、環境や職員などの雰囲気も見てください。施設によってできる事できない事、費用負担、入所期間など大きく異なります。ご本人様、ご家族様が何をどこまで望まれるか、施設がどこまで対応できるのか、対応できなくなった場合はどうしたら良いのか、申込前によく確認してください。
最後になりますが、もしかすると、ご家族様あるいはご本人様が入院することがあるかもしれません。その時、すぐに退院後の話を出されて戸惑うことがあるかもしれませんが、それは「施設を探したときには、入れるところが無かった」という事態を避けるためです。「介護が必要になったら利用しよう」や「退院時期が来たら、次の療養先を申し込もう」と考えていた施設が、何年も待機が必要な場合があります。患者様のお体の状態によっては、申込先がなかなか見つけられない場合もあります。高齢化が進んだ現状での施設探しは、思ったよりも大変です。
どこにどのような施設があるのか、どうやって選んだら良いか悩んだとき、不安なときには入院先の相談員、いらっしゃらないときには職員へご相談ください。ご本人様、ご家族様と相談しながら、一緒に療養先を探していきましょう。

〈梶川病院（広島市西区天満町）竹岡直子　社会福祉士〉

【表】高齢期に利用できる施設

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム A・B型	ケアハウス（軽費老人ホームC型）
基本的性格	環境的、経済的に困窮した高齢者のための施設	環境的、経済的に困窮した高齢者のための施設	
住居としての扱い	○	○	○
定義	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	
対象者	65歳以上の方であって、環境的、経済的理由により自宅での生活が困難な方。	60歳以上の個人、または夫婦どちらか一方が60歳以上で、家庭や家族の事情で、自宅で生活できない自立した方。自立して生活できない場合は入居が難しい。所得制限あり。	60歳以上の個人、または夫婦どちらか一方が60歳以上で、家庭や家族の事情で、自宅で生活できない場合は入居が難しい。所得制限なし。介護型は要介護１以上の受け入れも可能。
入院・入所の制限	上記状況が続く限り	上記状況が続く限り	上記状況が続く限り
申込先	住民票のある市区町村の役所窓口	直接施設へ	直接施設へ
費用負担	本人の収入所得、及び扶養義務者については所得税額に応じて算出される。	サービスの提供に要する費用＋生活費＋居住に要する費用など。	軽費老人ホームでの費用に加え、入居一時金と家賃が必要な場合もある。
その他	－	今後はケアハウスに一元化していくこととなり、新しい施設は作られない。	－

月刊 ウェンディ広島　編集・発行 合人社グループ 出版局　〒730-0036 広島市中区袋町4-31 合人社広島袋町ビル　☎082(247)7479